仙台市農業委員会第22回総会議事録

Ⅰ. 開催日時 令和2年3月27日(金曜日)午後1時28分から午後2時25分

Ⅱ. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

Ⅲ. 出席委員 (19人)

会長1番 佐々木 均会長職務代理者2番 中野 勲

委員 3番 赤間 敬 4番 大泉 権吾 5番 大里 重市

6番 加藤 和江 7番 加藤 和彦 8番 菅野 則義

9番 郷古 雅春 10番 佐藤 千治 11番 菊地 郁夫

12番 佐藤 とみ 13番 品川 忠夫 14番 鈴木 通

15 番 鈴木 正年 16 番 髙橋 勝彦 17 番 松原 菊男

18 番 嶺岸 若夫 19 番 結城 一吉

IV. 欠席委員 (0人)

V. 議事日程

- 1. 開会
- 2. あいさつ
- 3. 議事録署名委員の指名
- 4. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定の件
 - 第5号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件
 - 第6号議案 農用地利用集積計画(案)について
 - 第7号議案 農地中間管理事業 農用地利用集積計画(案)について
 - 第8号議案 農地中間管理事業 農用地利用配分計画(案)について
 - 第9号議案 農地利用最適化推進委員について(案)

5. 協議

- (1) 農地法第3条における下限面積(別段の面積)の設定(案)について
- (2) 新規就農者等が農地取得する際の下限面積の見直しの検討について
- (3) 令和2年度業務計画修正(案)

6. 報告

- (1) 農地改良工事(現状変更) 届出
- (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出
- (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出
- (4) 農地法第3条の3の規定(相続)による届出
- (5) 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知

- (6) 売り渡し希望農地一覧表
- (7) 令和元年度農地利用意向調査結果について
- (8) 事務局職員の任免(異動) について
- (9) 令和元年度経営意向調査結果

7. その他

- (1) 会長報告
- (2) 事務局からの連絡事項
- ①令和元年度農業委員会だよりコンクール表彰授与
- ②全国農業新聞記事「女性委員と女性農業者による女子会」
- ③令和2年度総会等関連行事予定表
- ④令和2年度仙台市農業委員会全体会案内
- ⑤農の雇用事業

VI. 農地利用最適化推進委員

阿部 康幸 小野寺 潔

VII. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤	能夫	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本	幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海	敏子	農地係主任	菅原 喜美男
農地係主任	伊藤	秀宣	農地係嘱託	庄子 尚

VII. 会議の概要

1 開 会 開 会 (午後1時30分) 司会:主幹兼振 ただいまから仙台市農業委員会第22回総会を開催いたします。 興係長 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木会長から、ごあいさつをお願い します。

2会長挨拶

- 会長 あいさつ -

司会:主幹兼振 興係長

次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が 議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしくお願いいたします。

議 長 (佐々木会長) 本日は、欠席届出はありません。全員出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することに、ご異議あ りませんか。

(異議なし)

議長

それでは、13番品川忠夫委員、14番鈴木通委員を指名いたします。

議長

議事に入ります。

(午後1時30分)

第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査委員会を、第二調査委員会が担当し、令和2年3月24日に実施いたしました。新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行います。調査内容につきましては、調査報告書をお配りし、書面での報告とさせていただき、総会での口頭報告は省略します。

第1号議案については、8番菅野則義委員の同一世帯の案件がありますので、 農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事 案の審議開始から終了まで、菅野則義委員は退席願います。

(菅野則義委員退席)

調查報告(机上配布)

(第二調查委員会嶺岸若夫委員長報告)

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。

調査委員会を、3月24日に実施いたしました。調査は、9番郷古雅春委員、10番佐藤千治委員、17番松原菊男委員と18番嶺岸若夫委員の4名で行いました。今回の申請は、売買による規模拡大が5件、贈与による農業承継が3件、使用貸借権の設定による農業承継が1件、賃貸借権の設定による規模拡大が1件の合計10件です。番号1番を、10番佐藤千治委員から報告します。

(10 番佐藤千治委員報告)

番号1番は、売買により規模拡大するものです。利用権で賃貸借権が設定されていましたので、農地法第 18 条第 6 項通知により合意解約がでております。 (報告 5、番号 4番) 譲受人は、現在、トラクター 2 台、耕うん機 1 台、田植機 1 台、収穫機 1 台を所有し、家族 5 人で 4.3ha の農地を耕作しています。 3 月 20 日に鈴木卓農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。 なお、土地改良区から異動確認書が提出されております。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議長

それでは最初に第1号議案の番号1番を審議することにいたします。

第1号議案の番号1番について、調査の結果、許可相当と報告がありましたが、 ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案の番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。

よって、第1号議案の番号1番、農地法第3条第1項の規定による許可申請に 係る処分決定の件は、許可と決定いたします。

それでは、第1号議案の番号1番の菅野則義委員の案件が終了しましたので、 菅野則義委員は入室してください。

(菅野則義委員 入室)

(午後1時32分)

議長

それでは、引き続き第1号議案の審議をします。

調查報告(机上配布)

番号2番から5番までを、10番佐藤千治委員から、番号6番から10番までを、17番松原菊男委員から報告します。

(10 番佐藤千治委員報告)

番号2番と3番は関連がありますので、一括して報告します。同居している 長男への持分贈与により農業承継を図るものです。持分の一部を贈与する申請 で、譲渡人にも持分が残ります。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、 収穫機1台を所有し、家族3人で、4.1haの農地を耕作しています。3月19日 に庄司善春農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をし ており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用 の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の 各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、 許可相当と調査いたしました。

番号4番は、賃貸借権の設定により規模拡大するものです。申請地は現在、別の耕作者が利用権の設定で借りていますが、賃貸借の期間が3月31日までとなっており、期間満了になるものです。今回の申請は4月1日からの賃貸借権の設定となります。譲受人は、現在トラクター3台、耕うん機2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で、2.4haの農地を耕作しています。3月23日に太田勝農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、贈与により農業承継を図るものです。同世帯の長男への贈与です。譲受人は、現在トラクター1台を所有し、田植と収穫は作業委託により、家族3人で、65aの農地を耕作しています。3月20日に相原元浩農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考

えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号の判断については、 別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしま した。

(17 番松原菊男委員報告)

番号6番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で、4.7haの農地を耕作しています。また、今回の申請地の隣接地を所有し、耕作しています。3月19日に庄司善春農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号7番は、使用貸借権の設定により農業経営を移譲するものです。昭和63年から長男への使用貸借権の設定により経営移譲年金を受給していました。平成28年2月に別の耕作者へ農地法第3条許可により賃貸借権の設定をしたことから、経営移譲年金が特例老齢年金受給になっています。この賃貸借については、今年2月に合意解約しており、改めて後継者の長男へ使用貸借権の設定をするものです。今回再設定をすることにより、経営移譲年金が再度受給開始となるものです。譲受人は、現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、1人で、62aの農地を耕作しています。なお、3月23日に菊地守農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号8番は、売買により規模拡大するものです。申請は市街化区域で登記地目は田ですが、現況は保全管理の状態で、売買により取得後は畑として利用するものです。譲受人はトラクター1台、田植機1台を所有し、家族3人で59aの農地を耕作しています。なお、3月23日に栗原茂農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号9番と10番は関連がありますので、一括して報告します。売買による規模拡大です。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で22aの農地を耕作しています。下限面積50aを満たしておりませんが、譲受人が所有している農地を同人が役員となっている法人に2.5haを貸付け耕作していることから、下限面積の50a要件を満たすものです。3月20日に相原元浩農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしています。譲受人は申請地付近に農業用倉庫を所有しており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に

支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

第1号議案の番号2番から番号 10 番までについて、調査の結果、許可相当と 報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案の番号2番から番号10番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第1号議案の番号2番から番号10番の農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。 (午後1時33分)

議長

続きまして、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

こちらも内容につきましては、書面での報告とし、総会での口頭報告は省略します。

調查報告(机上配布)

(第二調查委員会嶺岸若夫委員長報告)

第2号議案の調査結果について報告します。

調査は、8番菅野則義委員、12番佐藤とみ委員、14番鈴木通委員、16番髙橋勝彦委員の4名で行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが1件、農業用施設に転用するものが1件の合計2件です。番号1番と2番を14番鈴木通委員から報告します。

(14 番鈴木通委員報告)

番号1番は、貸資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の 農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で 土地改良事業施行後8年以上経過しております。市街地に隣接しており、街区 がある程度形成されている農地であることから、第3種農地と判断しました。 申請は、現況畑2,107㎡を転用し、資材置場A区画に501㎡、B区画に501㎡、 C区画に1,105㎡の3区画を3社へ資材置場として貸出す計画であり、計画面積 は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることか ら、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。 資金計画は全額自己資金であることを、預金残高証明書により確認しておりま す。なお、整備後は申請者所有地が農振農用地内で違反状態となっている資材を撤去移動するもので、建築物を設置しないことの確約書が提出されております。また、土地改良区から「差支えない」旨の意見書が交付されております。 以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、農業用施設に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の 農振農用地の区域です。1月30日開催の第20回総会において、農振の用途区 分変更により農業用施設用地として、「止むを得ない」と意見決定した案件です。 申請は、田2筆1,679㎡のうち747㎡を転用し、農業用機械格納庫に59.62㎡, 駐車場に16.5㎡、通路等に670.88㎡を利用する計画であり、計画面積は適正 であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目 的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計 画は全額自己資金であることを、預金通帳の写しにより確認しております。ま た、土地改良区から「差支えない」旨の意見書が交付されております。以上の ことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、 許可相当と調査いたしました。

議長

第2号議案について、調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、 ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請 に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。 (午後1時34分)

議長

続きまして、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の 件について、を上程いたします。

こちらも内容につきましては、番号1番から6番までは書面での報告とし、農地転用面積が3,000㎡を超える番号7番については、調査委員会の結果を嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。

調查報告(机上配布)

(第二調查委員会嶺岸若夫委員長報告)

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、8番菅野則義委員、12 番佐藤とみ委員、14番鈴木通委員、16番髙橋勝彦委員の4名で行いました。今 回の申請は、事務所に転用するものが3件、六次産業施設に転用するものが1件、宅地拡張に転用するものが1件、駐車場に転用するものが1件、工事用地に一時転用するものが1件の合計7件です。番号1番から3番を12番佐藤とみ委員から、番号4番から6番を16番髙橋勝彦委員から報告します。

(12番佐藤とみ委員報告)

番号1番は、駐車場に転用するもので、賃貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。市街化区域に接続し街区がある程度形成されており、500m以内に2医療施設の公共施設がある区域であることから、第3種農地と判断しました。申請は、近隣の運送業者が、田1,046㎡を転用し、駐車場24台に602㎡、法面に113㎡、通路等に331㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であることを、預金残高証明書により確認しております。賃貸借の期間は、20年間です。以上のことから農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、工事用地として使用貸借により一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外の農地です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。申請は、電気通信業者が、田の一部311.46㎡を一時転用し、携帯基地局建設の工事用地に270.5㎡、資材置場に40.96㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画および農地復元計画も適切であり、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であることを、預金残高証明書により確認しております。一時転用の期間は、6ヶ月です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、宅地の拡張に転用するもので、贈与による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。街区がある程度形成されている区域で、500m以内に小学校と郵便局等の公共施設がある区域にある農地であることから、第3種農地と判断しました。申請は、個人が宅地を拡張するもので、土地改良事業により水路で分断された畑4㎡を転用し、庭として(現状のまま)利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。現状の変更がなく、親戚間の贈与であることから資金計画はありません。また、土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相

当と調査いたしました。

(16 番髙橋勝彦委員報告)

番号4から6番は関連がありますので、一括して報告いたします。本社事務所に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外の農地です。街区がある程度形成されている区域で、500m以内に小学校と郵便局、2 医療施設がある区域であることから、第3種農地と判断しました。申請は、アパレル業の会社が、畑4筆1,260㎡と宅地等を含めた事業面積4,961.03㎡を利用し、事務所等(店舗・倉庫含)に992.38㎡、駐車場32台に400㎡、緑地に229.37㎡、後退道路に173.20㎡、通路等に3,166.08㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画については、7分の4が自己資金で、7分の3が借り入れによるもので、預金残高証明書および融資証明書により確認しました。なお、1,000㎡を超える開発のため、開発行為事前協議が完了しており、今後協定締結の予定となっております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

嶺岸若夫委員 (第二調査委員 会委員長) 第3号議案の番号7番を16番髙橋勝彦委員から報告します。

髙橋勝彦委員 (16番)

番号7番は、農産物直売所・農産物加工施設・飲食・農業体験施設等を兼ね備 えた大規模商業施設である六次産業施設に転用するもので、賃貸借権の設定です。 面積が 3,000 ㎡を超える案件のため、聞き取り調査を全員で実施しております。 申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがあり、 土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。 復興特区制度に基づき仙台市が申請を行った「食と農のフロンティア推進特区」 制度の区域内で、市街化区域に接続している農地であることから、第2種農地と 判断しました。申請は、農産物販売加工業者が六次産業施設に転用するもので、 田 56 筆 34,758 ㎡と雑種地等を含めた事業面積 37,163 ㎡を、店舗等施設に 13,212 ㎡、駐車場 361 台および駐輪場に 17,746 ㎡、緑地に 2,003 ㎡、水路・通路等に 4,202 m^{*}を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や 被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特 に問題がないと判断しました。平成31年3月19日付で「杜の都の風土を守る土 地利用調整条例」の協定締結があり、令和元年6月12日付けで「地域経済牽引事 業計画」の承認を宮城県知事より受けており、3月16日付けで開発許可申請を提 出しています。資金計画は「地域経済牽引事業計画」に記載された交付金および 政策金融公庫等の借入金により、段階的に調達する計画となっており、主幹銀行 からの確認を得ております。賃貸借権の期間は20年間となっています。また、土 地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当 と調査いたしました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

第3号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご 意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がありませんので採決します。 第3号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請 に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。(午後1時38分)

議長

続きまして、第4号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定の件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。

嶺岸若夫委員 (第二調査委員 会委員長) 第4号議案の調査結果について報告します。調査は、8番菅野則義委員、12番佐藤とみ委員、14番鈴木通委員、16番髙橋勝彦委員の4名で行いました。今回の申請は、貨物駅等を新設するものが1件です。調査の結果を8番菅野則義委員から報告します。

菅野則義委員 (8番) 第4号議案は、貨物駅等に転用するもので、売買による所有権移転です。面積が4ha以上であることから、大臣協議の県知事許可となるものです。聞き取り調査については、調査委員全員と地元農業委員の赤間敬委員で行いました。申請地は、市街化調整区域の農振農用地の区域です。本事業は令和元年10月10日に「土地収用法第26条第1項」の規定により事業認定が告示されており、「農業振興地域の整備に関する法律第19条」の規定により農用地区域内にある農地であっても開発行為を制限する規定が適用除外となるものです。また、「農地法第5条第1項及び第2項」の規定により、農振農用地であっても事業認定を受けた場合には所有権移転するための農地転用が可能となるものです。申請は、貨物鉄道事業者が、田93筆159,412.67㎡と雑種地等を含む事業面積224,420.73㎡を利用し、事務所等に25,977.25㎡、線路に59,085.46㎡、敷地内通路に19,551.48㎡、コンテナ置場を含む駐車場に27,975.25㎡、コンテナホームに43,294.96㎡、緑地に11,363.53㎡、防災調整池に21,213.61㎡、道路等に15,959.19㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適

切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であることを、法人連結決算書・財務諸表等により確認しております。土地改良区から「差支えない」旨の意見書も提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

以上、よろしくご審議をお願いします。

議長

第4号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、 ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第4号議案について、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定の件については、許可相当と意見を付すことに決定いたします。

(午後1時42分)

議長

続きまして、第5号議案農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承 認の件について、を上程いたします。

こちらも内容につきましては、書面での報告とし、総会での口頭報告は省略します。

調查報告(机上配布)

(第二調査委員会嶺岸若夫委員長報告)

第5号議案の調査結果について報告します。調査は、9番郷古雅春委員、10番佐藤千治委員、17番松原菊男委員と18番嶺岸若夫委員の4名で行いました。 今回の非農地証明願は、水路敷が1件と住宅敷地が1件の合計2件です。番号 1番と2番を、9番郷古雅春委員から報告します。

(9番郷古雅春委員報告)

番号1番について報告します。申請地は、市街化調整区域の農振地域外です。 現在の現況は、水路敷です。申請理由は、昭和50年頃から住宅地内の水路敷等 として使用されており、農地としての利用はできない土地です。確認資料であ る固定資産税証明書・現地写真・昭和50年9月25日撮影の航空写真等により 非農地対象条件③(農地法施行後の人為的改廃で、この事実行為から既に20 年以上経過しており、再び農地として利用される可能性がなく、また実情及び 実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの)に該当し、承認相当 と調査しました。 番号2番について報告します。申請地は、都市計画区域外の農振地域外です。 現在の現況は、宅地です。申請理由は、昭和55年に建物登記の変更により申請 地を宅地として利用したものです。平成元年の国土調査時に申請地番を含む9 筆が境界未確定により公図の筆界が消され、現在の公図は筆界がなく9筆が一 体として表示されており、今回隣接所有者との筆界を確定したことから、宅地 として利用している申請地を非農地証明願に至ったものです。確認資料である 建物登記簿謄本・現地写真・昭和59年11月6日撮影の航空写真等により非農 地対象条件③(農地法施行後の人為的改廃で、この事実行為から既に20年以 上経過しており、再び農地として利用される可能性がなく、また実情及び実体 が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの)に該当し、承認相当と調 査しました。

議長

第5号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご 意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がありませんので採決します。第5号議案について、非農地 証明願を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第5号議案農地法第2条第1項の適用を 受けない非農地証明願承認の件については、承認することに決定いたします。

(午後1時44分)

議長

続きまして、第6号議案農用地利用集積計画(案)について、を上程いたします。それでは、事務局から説明願います。

事務局 農地係長

第6号議案農用地利用集積計画(案)は、令和2年4月1日に設定するものです。総数で、32件、188,727㎡です。内訳は、新規が5件、41,194㎡、更新が27件、147,533㎡です。農業委員会の契約によるもので、各地区で2月の利用調整会議により調整したものです。本計画(案)の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものです。

以上でございます。よろしくご審議願います。

議長

この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問・意見なし)

議長

それでは、質問等がありませんので、採決します。

第6号議案について、承認することに、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって第6号議案農用地利用集積計画(案)については、 承認と決定します。 (午後1時45分)

議長

続きまして、第7号議案農地中間管理事業農用地利用集積計画(案)について、 を上程いたします。それでは、事務局から説明願います。

事務局 農地係長 第7号議案農地中間管理事業農用地利用集積計画(案)は、令和2年3月31日仙台市公告予定分です。総数で241件1,552,645㎡です。

新規に農地中間管理機構に設定するものです。詳細は、別紙のとおりです。 以上でございます。よろしくご審議願います。

議長

この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問・意見なし)

議長

それでは、質問等がありませんので、採決します。

第7号議案について、承認することに、異議のない方の挙手を求めます。

(全員举手)

議長

全員挙手と認めます。よって第7号議案農地中間管理事業農用地利用集積計画 (案)については、承認と決定します。 (午後1時46分)

議長

続きまして、第8号議案農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)について、 を上程いたします。それでは、事務局から説明願います。

事務局 農地係長

第8号議案農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)は、令和2年5月22日宮城県告示予定分です。総数で、111件1,552,645㎡です。農地中間管理機構から設定するものです。詳細は別紙のとおりです。なお、本計画(案)の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものです。

議長

この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問・意見なし)

議長

それでは、質問等がありませんので、採決します。

第8号議案について、承認することに、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第8号議案農地中間管理事業農用地利用配分計 画(案)については、承認と決定します。

議長

続きまして、第9号議案農地利用最適化推進委員について(案)、を上程いたします。それでは、事務局から説明願います。

事務局

一 説明 —

主幹兼振興係長

定数が複数人の区域であること、また選任後の任期が短いことから、欠員補充 は行わないこととします。

議長

ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問・意見なし)

議長

それでは、質問等がありませんので、採決します。

第9号議案について承認することに、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第9号議案農地利用最適化推進委員について (案) は、承認と決定します。

以上で議案を終了します。

(午後1時55分)

議長

続きまして、協議に入ります。

協議事項(1)「農地法第3条における下限面積(別段の面積)の設定(案)について」を事務局から説明願います。

事務局 農地係長

— 説明 —

農地法第3条における下限面積(別段の面積)の設定(案)についてですが、下限面積は、耕作目的で農地の売買等を行う場合に、権利取得後の経営面積の下限を定めたもので、都府県(宮城県)は50aとされています。平成21年の改正農地法により、下限面積は国が定めた基準に基づき、各農業委員会で独自に設定できるようになりました。また、「農業委員会の適正な事務処理について」に基づき、毎年、農業委員会総会において審議することになっているものです。次年度の下限面積の設定については、下記根拠(基準)に基づき、農地基本台帳の経営者数や遊休農地の面積から算出した結果、下限面積50aの変更は行わないとすること

として、ご審議いただき、市HPにも掲載し周知したいということです。

議長

協議事項(1)について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がないようですので、(1)「農地法第3条における下限面積(別段の面積) の設定(案)について」は、承認といたします。

議長

続いて、協議事項(2)「新規就農者等が農地を取得する際の下限面積の見直し の検討について」を事務局から説明願います。

事務局 農地係長

一 説明 —

新規就農者等が農地を取得する際の下限面積の見直しの検討について

新規就農者等が農地を取得する場合において、50 a 要件がハードルとなっており、昨年度の農業委員会総会や市内農業者等からの見直しの要望がされているところです。また、各政令指定都市の状況についても確認しましたが、20 市中 17 市が見直しを行っており、見直しをしていない市は3市(仙台市も含む)となっています。このような状況を踏まえ、令和2年度から、見直しの検討に取り組みたいということです。

なお、この見直しの検討につきましては、令和2年度の業務計画の中に明記しており、また、市長にも報告しております。

議長

協議事項(2)について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がないようですので、(2)「新規就農者等が農地を取得する際の下限面積の 見直しの検討について」は、承認といたします。

議長

続いて、協議事項(3)「令和2年度業務計画修正(案)」についてを事務局から 説明願います。

事務局

一 説明 —

先月の総会で案をお示しし、3月10日 がご意見を募集していましたが、ご意見がなかったので、事務局の修正案のみです。削除線と下線が入っている部分です。左にバーが2カ所あり、そこが修正箇所の目印です。1カ所目、「新体制発足後農業委員19人と推進委員34人」の人数を削除しました。2カ所目は、当初「2年目が経過し」、だったのですが、今年の4月でまだ経過していないため、「7月には」「3年目を迎えることから」に変更したいという提案です。

なお、前回の総会で2段落目の「加えて」の段3行目、「農林水産業」の林と水

産を削除してはどうかとご意見をいただきましたが、事務局で検討した結果、国 の政策であり、単語として農林水産業をそのまま使うことにいたしました。

議長

協議事項(3)について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がないようですので、(3)「令和2年度業務計画修正(案)について」は、 承認といたします。

以上で協議事項を終了いたします。

(午後2時05分)

議長

続きまして、報告事項に入ります。まず、農地関係から報告します。

(1) 農地改良工事(現状変更) 届出の内容につきましては、書面での報告書をもって、総会での口頭報告は省略します。

調查報告(机上配布)

(第二調查委員会嶺岸若夫委員長報告)

農地改良工事(現状変更)届出について、3月24日開催の調査委員会で調査いたしました。その結果を報告いたします。届出は2件ありました。

届出1件目は、田 1,312 ㎡を盛土して畑として利用するものです。市街化区域の農地で、田として利用するのは効率が悪いため、盛土して整備し、ジャガイモを栽培する計画です。周辺農地への影響はないと判断しました。中野勲委員が 3 月 10 日に現地を確認しております。盛土工事期間は、3 月 31 日から 4 月 30 日までの約 1 5 月です。関係書類も整備され提出されております。詳細については、別添報告書の記載のとおりです。

届出2件目は、水はけの悪い田 739 ㎡に盛土して畑として利便性を図るものです。

畑にして整備し、キャベツ等を栽培する計画です。農振農用地にあり、周辺 農地への影響はないと判断しました。安達良和農地利用最適化推進委員が3月 24日に現地を確認しております。盛土工事期間は、3月31日から8月31日ま での約5ヶ月です。関係書類も整備され提出されております。詳細については、 別添報告書の記載のとおりです。以上です。

議長

何か質問等はありませんか。

(全員なし)

議長

続きまして、(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(6) 売り渡し農地一覧までを事務局から報告願います。 なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局 農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

- (2)から(5)までの報告は別紙報告書のとおりです。(6)売り渡し希望農地一覧は
- 一覧表を1件修正しております。仙台市のホームページにも掲載しています。 農地関連の報告事項は、以上でございます。

議長

報告事項(2)から(6)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問等がないようです。次に(7)令和元年度農地利用意向調査結果について、から(9)令和元年度経営意向調査結果について、を事務局から、報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局

- 説明 一(7)令和元年度農地利用意向調査結果について
- 説明 -(8)事務局職員の任免(異動)について
- 説明 —(9)令和元年度経営意向調査結果

議長

(7)令和元年度農地利用意向調査結果について、から(9)令和元年度経営意向調査結果について、ご質問等はございませんか。これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。

以上で報告事項を終了いたします。

(午後2時11分)

議長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。 (1)会長報告を私から(佐々木均会長)報告します。資料7をご覧ください。

会 長

(会長報告)

議長

次に(2)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。

事務局

- (2)事務局からの連絡事項について
 - ① 令和元年度農業委員会だよりコンクール表彰授与
 - ② 全国農業新聞記事「女性委員と女性農業者による女子会」
 - ③ 令和2年度総会等関連行事予定表
 - ④ 令和2年度仙台市農業委員会全体会案内
 - ⑤ 農の雇用事業
 - ⑥ 4月~5月の予定表
 - ⑦ 他市町村農業委員会だより等(新潟市中央、横浜市)

議長	その他についてご意見、ご質問等はございますか。
	(意見なし)
議長	質問等はないようですので、その他について終了いたします。 他に何かありますか。 なければ以上で全てを終了いたします。
司会:主幹兼振	それでは、閉会のあいさつを中野会長職務代理者からお願いします。
中野会長職務代理者	以上をもちまして、仙台市農業委員会第22回総会を閉会します。
	閉 会
	(午後2時25分)